**１．許可を受け得る者について**

パターン①

□（１）申請者及びこの項目により同居することとなる者が住宅を所有していないこと。

□（２）申請者及びこの項目により同居することとなる者が住宅を建築することが可能な土地を所有していないこと。

　　□ 固定資産税評価証明 または □ 固定資産無証明（不動産を所有していないことの証明）

　　□ 賃貸借契約書等（市街化区域に土地・家屋を所有している場合、建築困難であることを証明するもの。）

　　□ 建築理由書

パターン②

□　現在の居住地を退去し、申請地に住宅を建築しなければならない次のいずれかに相当する理由が

あり、やむを得ないと認められる場合。

□ア　現在の住居が家族構成等からみて過密、狭小であり、現在地での増築等で対応できない場合

□イ　現在の住居が被災し現在地に建替えることが困難である事情がある場合

□ウ　定年、退職、卒業等の事情がある場合

□ 住民票の写し、□現住居の位置図、現況図、平面図、□り災証明、□ 建築理由書

**２．許可対象となる土地について**

□（１）申請地が次の４０戸以上の既存集落内に存在している土地であること。

　　　□ア　申請地を含む半径１５０ｍの円の範囲内の区域

□イ　国道、県道等の主要な道路の沿線で片側５０ｍの奥行き、面積７haの範囲内の区域

□ウ　建築物の敷地間の距離が５５ｍ以内で連続して存在する区域

□集落内の戸数　（　　　）戸以上

□（２）申請者が線引きの日**※**前から所有している土地であること。ただし、次に掲げる土地を含む。

　　　□ア　申請者の三親等内の血族が線引きの日前から所有し、申請者が相続、遺贈又は贈与により

取得した土地（農地の場合は条件付所有権移転仮登記を含む。）

□イ　当該土地と道路を接続するための通路（幅員が４ｍ以下で、かつ、延長が３５ｍ以下のも

のに限る。）の用に供するために当該線引きの日以後に申請者が取得した土地

□戸籍謄本（除籍されている場合は、除籍の経緯が分かるように取得してください。）

　　　□親等関係図（家系図）

□（３）申請地の敷地面積は５００㎡以下であること。

□（４）予定建築物の規模は、□建蔽率が５０％以下、□容積率が１００％以下、□高さ１０ｍ以下

　　　　であること。

３　□予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する専用住宅であること。

**※**「線引きの日」とは、市街化区域と市街化調整区域の区分をした日のことを指す。

昭和４５年７月３１日（土気地区の場合：昭和４８年５月２５日）

○各種証明書問い合わせ窓口○

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 証明書の種類 | 窓口（所在地） | 電話番号 |
| 住民票の写し 又は  戸籍の全部・個人事項証明書若しくは  除籍の謄・抄本、附票の写し等 | 区役所市民総合窓口課（各区役所）  中央区役所：中央区中央４-５-１（きぼーる１１階）  花見川区役所：花見川区瑞穂1-1  稲毛区役所：稲毛区穴川4-12-1  若葉区役所：若葉区桜木北2-1-1  緑区役所：緑区おゆみ野3-15-3  美浜区役所：美浜区真砂5-15-1 | ☎ 221-2109  ☎ 275-6236  ☎ 284-6109  ☎ 233-8126  ☎ 292-8109  ☎ 270-3126 |
| 固定資産税評価証明書 又は  固定資産無証明 | 中央市税出張所（きぼーる１１階））  花見川市税出張所（花見川区役所内）  稲毛市税出張所（稲毛区役所内）  東部市税事務所市民税課（若葉区役所内）  緑市税出張所（緑区役所内）  西部市税事務所市民税課（美浜区役所内） | ☎ 221-2136  ☎ 275-6293  ☎ 284-6124  ☎ 233-8136  ☎ 292-8124  ☎ 270-3137 |

※一部証明書を除き、**千葉市役所低層棟２階「千葉みなと市民センター」**で発行しております。

※郵送での請求を希望される場合には、各担当窓口、電話 又は ＨＰにてご確認ください。

**◎ 既存集落は、所有資産や周辺状況、規模等が許可要件となっており、申請世帯と親族の情報を確認する必要がありますので、必ず事前に宅地課窓口でご相談ください。**